

## 第 8 回教育委員会定例会 案件表

日 時

令和6年4月24日(水) 午後3時00分から

議 題

### 1 陳 情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める  
陳情書〔継続審議〕
- (2) 令和5年陳情第3号 区立三原台中学校の学校長による女子生徒への猥褻事件、児童ポルノ  
事件等に関する陳情書〔継続審議〕

### 2 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕(資料1-1～1-4)

### 3 報 告

- (1) 教育長報告  
指定管理者との協定締結について (資料2)  
その他

### 4 視 察

- (1) 学校教育支援センター石神井台

令和 6 年 4 月 24 日  
教育振興部教育施策課

旭丘・小竹地域における新たな小中一貫教育校の設置に向けた  
保護者および地域説明会について

旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校については、令和 5 年度に統一学園名が「みらい青空学園」に仮決定したところである。

このたび、(仮称)みらい青空学園の設置に向けた今後の取組等について保護者および地域説明会を開催したので、下記のとおり報告する。

また、小竹小学校 P T A のご要望をふまえ、小竹小学校の児童の保護者と今後入学予定の未就学児の保護者に向けた説明会も開催したため、併せて報告する。

記

1 概 要

(1) 開催日時等

日 時	場 所	対 象 者
3 月 8 日 (金) 午後 6 時 00 分～	旭丘小 体育館	・旭丘小、小竹小、旭丘中の児童・生徒の保護者 ・地域にお住まいの方 ・未就学児の保護者
3 月 9 日 (土) 午後 2 時 00 分～		
3 月 16 日 (土) 午後 2 時 00 分～	小竹小 体育館	・小竹小児童の保護者 ・小竹小に入学予定の未就学児の保護者

- (2) 内 容
- これまでの検討経過と今後の取組み
  - 統一学園名の検討経過と投票結果
  - 就学の特例について (※16日 (土) のみ)
  - 質疑応答 等

- (3) 周知方法
- 旭丘小学校・旭丘中学校・小竹小学校を通じて児童・生徒の保護者へ通知
  - 近隣幼稚園・保育所を通じて未就学児の保護者へ通知
  - 地区内の町会回覧板により回覧
  - 区ホームページに掲載 等

- (4) 来場者 51名〔8日(金)11名、9日(土)11名、16日(土)29名〕
- (5) Zoom視聴者
  - 説明会当日の視聴者数  
50名〔8日(金)6名、9日(土)13名、16日(土)31名〕
  - アーカイブ視聴者数(3月12日(火)～3月24日(日))  
延べ129名〔8日(金)48名、9日(土)34名、16日(土)47名〕
- (6) 配布資料 別紙のとおり
  - 旭丘・小竹地域における小中一貫教育校について(8日、9日)
  - 旭丘・小竹地域における小中一貫教育校について(16日)

- 2 保護者および地域説明会で寄せられた主な意見等に対する区の考え方  
別紙のとおり

# 旭丘・小竹地域における 小中一貫教育校について



令和6年3月8日・9日

練馬区教育委員会事務局  
教育振興部 教育施策課



# 目次

---

## 1 小中一貫教育校の施設

- 校舎イメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 改築工事のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## 2 これまでの検討経過

- 主な検討内容と説明会の開催経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

## 3 統一学園名の検討経過と投票結果

- 統一学園名の検討経過と投票結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

## 4 今後の取組み

- 今後の検討事項とおよびスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

## 5 校章・校歌、標準服等の検討

- 校章・校歌の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 標準服の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

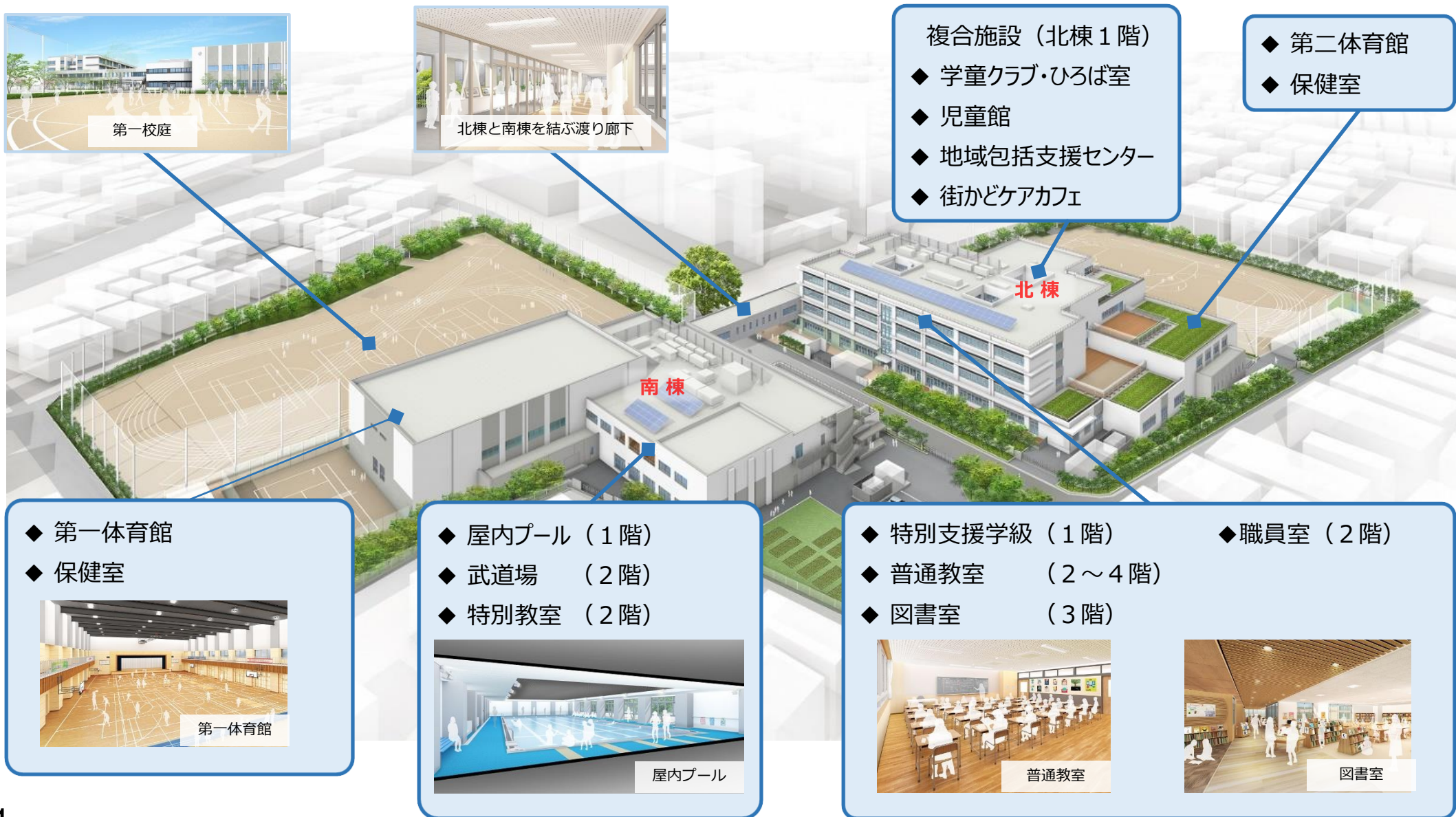
## 6 担当および連絡先

- 担当および連絡先一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8



# 1 小中一貫教育校の施設

## ■ 校舎イメージ



## ■ 改築工事のスケジュール



R6年2月～R7年2月

- 新校の教室や体育館、プールなどを建てます（■の部分）



R7年3月～11月

- 3月に新校の第一体育館、プール、などが完成します（■の部分）
- 北側の仮校庭を整備します

- ★ 冬休み（R7年12月）に児童・生徒が新校舎に引越します。
- ★ R8年度に開校する予定です。



R8年1月～5月

- 7年12月に新校の教室、第二体育館が完成します（■の部分）
- 仮設校舎を解体します（■の部分）



R8年6月～8月

- 旭丘小の残りの校舎を解体します（■の部分）



R8年9月～12月

- 南側の校庭を整備します



R9年1月～

**完成!**



## 2 これまでの検討経過

### ■ 主な検討内容と説明会の開催経過

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
校舎の工事	設計に向けた要件整理	基本設計	実施設計		仮設校舎建設 新校舎建設
主な検討項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校づくりの進め方</li> <li>● 開校に向けた検討事項の整理</li> <li>● 学校改築の基本的な考え方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新校舎等の平面計画</li> <li>● 仮設校舎等の配置計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新校舎等の平面・立面計画</li> <li>● 仮設校舎等の配置・平面計画</li> <li>● 旭丘小学校・旭丘中学校のメモリアル品の保存</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 旭丘小学校・旭丘中学校のメモリアル品の保存</li> <li>● メモリアル動画の撮影</li> <li>● 校名・校章等の決め方の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 統一学園名の検討</li> <li>● 校章・校歌、標準服の決め方の検討</li> </ul>
推進委員会	令和元年 10月設置 4回	2回	2回	4回	5回
保護者 および 地域説明会	12月22日	1月 〔区ホームページに 検討状況を掲載〕	7月9日・10日	12月16日・17日	3月8日・9日
改築工事にか かる説明会	—	—	3月11日 改築計画の 説明①	11月18日 改築計画の 説明② 12月15日 仮設校舎建設 工事の説明①	7月15日 既存校舎解体 工事の説明 11月11日 新校舎建設 工事の説明

# 3 統一学園名の検討経過と投票結果


保護者、地域の代表、学校関係者で構成された小中一貫教育校推進委員会を中心に統一学園名の検討を進めました。

## ■ 検討経過

- 1 統一学園名を募集（令和5年7月～9月）
- 2 公募案870件を参考に推進委員会で検討を行い、5案に選定（10月～12月）  
〔 5案：旭丘小竹学園、あさひの森学園、えこだ学園、えご花学園、みらい青空学園 〕
- 3 5案について旭丘小、小竹小、旭丘中の児童・生徒で投票（令和6年1月～2月）



## ■ 投票結果

 <b>みらい青空学園</b>	<b>165票</b>
えこだ学園	153票
旭丘小竹学園	126票
あさひの森学園	106票
えご花学園	94票

※白票、無効票は4票

### 参考 小中一貫教育校の統一学園名について





統一学園名は、小中一貫校としての一体感を醸成するためのチーム名としての名前です。条例上の正式名称は、小学校名と中学校名とで別々になります。

※新校開校後も旭丘小学校・旭丘中学校の名前は使用します。

	通称名	小・中学校名
使用例	・校名板 ・学校要覧 ・ユニフォーム など	・卒業証書 ・在学証明書 など

# 4 今後の取組み

## ■ 今後の検討事項およびスケジュール

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	開 校
<b>統一学園名</b> 	検 討 ★ 仮決定	※令和6年度以降に教育委員会規則を一部改正し、 統一学園名を正式に決定する予定		
<b>校 章</b> 	決め方の検討	検 討・制 作 ★ 完 成		
<b>校 歌</b> 	決め方の検討	検 討・制 作 ★ 完 成		
<b>標準服</b> 	決め方の検討	検 討 (導入有無) ★ 導入有無 決定	※導入する場合 検 討 (デザイン等) ★ デザイン等 決定 制 作 ★ 完 成・販 売	

## 5 校章・校歌、標準服の検討

推進委員会の話し合いの中で、校章・校歌、学用品を含めた標準服等については、関係者を中心とした部会を設置することになりました。

### ■ 委員構成（旭丘小、小竹小、旭丘中）

3校のPTA代表者（PTA会長の推薦）	各校2名～3名
3校の教職員代表者（校長の推薦）	図工や美術、音楽を専科とする教職員のほか、教務主任や保健主任、生活指導に携わる教職員

### ■ 今年度の検討結果 [校章・校歌検討部会]

校章のデザイン案や校歌に入れたいフレーズを募集することとしました。

募集内容	校章	校章のデザイン案のほかに、校章のデザインに求める要望なども募集
	校歌	校歌に入れたいフレーズ（言葉）を募集
応募対象者	3校の児童・生徒と保護者、教職員、3大学（武蔵野音大、日大芸術学部、武蔵大）、旭丘・小竹地域の方	
募集期間	令和6年4月中旬以降を予定	

※来年度、「小中一貫教育校だより」で募集予定です。

## ■ 今年度の検討結果 [標準服等検討部会]

標準服の導入の可否や仕様について、アンケートを取ることにしました。

アンケート内容	① 小学校や中学校に標準服の導入は必要かどうか ② 標準服を導入する場合の仕様（ブレザータイプか詰襟（学ラン）・セーラータイプか等）について ③ その他、標準服へのご要望等
応募対象者	3校の児童・生徒と保護者、教職員
募集期間	令和6年度以降

※アンケート結果を参考に標準服等検討部会で検討します。

### 大泉桜学園の事例

保護者および教員で検討し、アンケート結果を踏まえて導入しました。

- 1～4年生までは任意
- 5年生からは着用を推奨

※ 5・6年生は8割以上が標準服を着用、  
入学式等の式典時にはほぼ全員が着用



1年生～4年生



5年生～9年生

## 6 担当および連絡先

内 容	問い合わせ先	電話番号	メールアドレス
○ 今後の検討事項、スケジュール等に関すること	教育施策課	5984-1034	ATGAKKO@city.nerima.tokyo.jp
○ 通学区域に関すること ○ 就学に関すること	学務課学事係	5984-5659	GAKUMUKA@city.nerima.tokyo.jp
○ 特別支援教育に関すること	学務課就学相談係	5984-5664	GAKUMUKA@city.nerima.tokyo.jp
○ 新たな小中一貫教育校の事業計画に関すること ○ 仮設校舎の建設工事に関すること ○ 学校施設の改築・改修に関すること	学校施設課	5984-5723	SISSETUQSYOKU@city.nerima.tokyo.jp
○ 小中一貫教育に関すること ○ 大泉桜学園に関すること ○ 学習内容や学校行事に関すること	教育指導課	5984-5759	SHIDOSHITSU@city.nerima.tokyo.jp
○ 新たな小中一貫教育校の設計内容に関すること ○ 新校舎の建設工事に関すること	施設整備課	5984-2457	SISSETUSEIBI@city.nerima.tokyo.jp
○ 児童館、学童クラブ等に関すること	子育て支援課	5984-5827	KOSODATE03@city.nerima.tokyo.jp
○ 街かどケアカフェに関すること ○ 地域包括支援センターに関すること	高齢者支援課	5984-4582	KOUREISYASIEN01@city.nerima.tokyo.jp



☞ QRコードを読み込んでスマートフォンからご意見・ご質問を送ることができます。お送りいただいた内容は、今後の取組の参考にさせていただきます。



# 旭丘・小竹地域における 小中一貫教育校について



令和6年3月16日

練馬区教育委員会事務局  
教育振興部 教育施策課



# 目次

---

## 1 小中一貫教育校の施設

- 校舎イメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 改築工事のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## 2 これまでの検討経過

- 主な検討内容と説明会の開催経過・・・・・・・・・・・・ 3

## 3 統一学園名の検討経過と投票結果

- 統一学園名の検討経過と投票結果・・・・・・・・・・・・ 4

## 4 今後の取組み

- 今後の検討事項とおよびスケジュール・・・・・・・・・・・・ 5

## 5 校章・校歌、標準服等の検討

- 校章・校歌の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 標準服の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

## 6 対応方針策定までの検討経緯

- 「旭丘小学校・小竹小学校・旭丘中学校の今後の対応方針」について・・・・ 8
- 検討当時の状況（平成28年度）・・・・・・・・・・・・・・ 8

## 7 就学の特例について

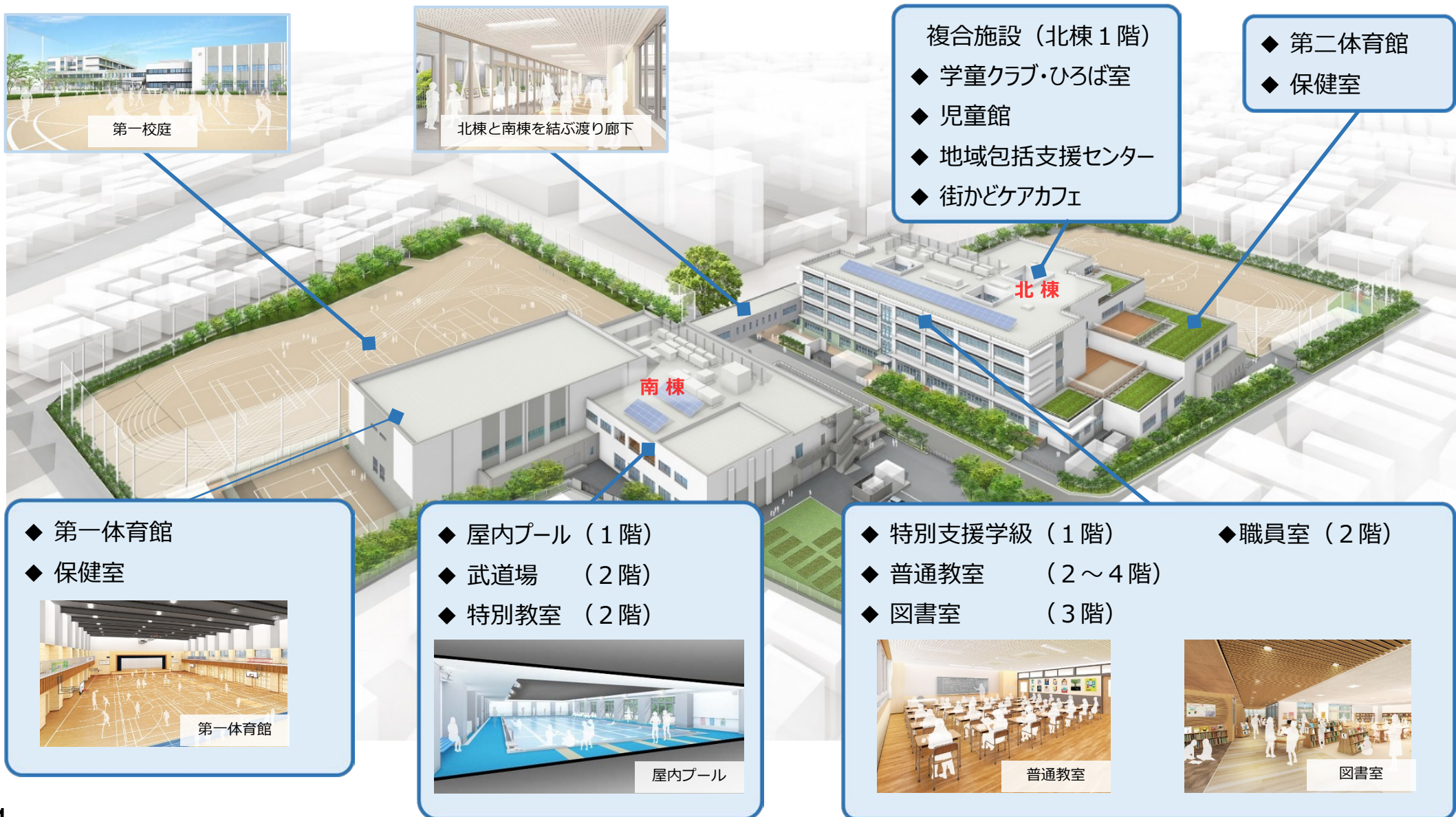
- 就学の特例に関するQ&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

## 8 担当および連絡先

- 担当および連絡先一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

# 1 小中一貫教育校の施設

## ■ 校舎イメージ





## ■ 改築工事のスケジュール



R6年2月～R7年2月

- 新校の教室や体育館、プールなどを建てます（■の部分）



R7年3月～11月

- 3月に新校の第一体育館、プール、などが完成します（■の部分）
- 北側の仮校庭を整備します



R8年1月～5月

- 7年12月に新校の教室、第二体育館が完成します（■の部分）
- 仮設校舎を解体します（■の部分）



R8年6月～8月

- 旭丘小の残りの校舎を解体します（■の部分）



R8年9月～12月

- 南側の校庭を整備します



R9年1月～

**完成!**



- ★ 冬休み（R7年12月）に児童・生徒が新校舎に引越します。
- ★ R8年度に開校する予定です。

## 2 これまでの検討経過

### ■ 主な検討内容と説明会の開催経過

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
校舎の工事	設計に向けた要件整理	基本設計	実施設計		仮設校舎建設 新校舎建設
主な検討項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校づくりの進め方</li> <li>● 開校に向けた検討事項の整理</li> <li>● 学校改築の基本的な考え方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新校舎等の平面計画</li> <li>● 仮設校舎等の配置計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新校舎等の平面・立面計画</li> <li>● 仮設校舎等の配置・平面計画</li> <li>● 旭丘小学校・旭丘中学校のメモリアル品の保存</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 旭丘小学校・旭丘中学校のメモリアル品の保存</li> <li>● メモリアル動画の撮影</li> <li>● 校名・校章等の決め方の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 統一学園名の検討</li> <li>● 校章・校歌、標準服の決め方の検討</li> </ul>
推進委員会	令和元年 10月設置 4回	2回	2回	4回	5回
保護者 および 地域説明会	12月22日	1月 〔区ホームページに 検討状況を掲載〕	7月9日・10日	12月16日・17日	3月8日・9日
改築工事にか かる説明会	—	—	3月11日 改築計画の 説明①	11月18日 改築計画の 説明② 12月15日 仮設校舎建設 工事の説明①	7月15日 既存校舎解体 工事の説明 11月11日 新校舎建設 工事の説明



# 3 統一学園名の検討経過と投票結果


保護者、地域の代表、学校関係者で構成された小中一貫教育校推進委員会を中心に統一学園名の検討を進めました。

## ■ 検討経過

- 1 統一学園名を募集（令和5年7月～9月）
- 2 公募案870件を参考に推進委員会で検討を行い、5案に選定（10月～12月）  
〔 5案：旭丘小竹学園、あさひの森学園、えこだ学園、えご花学園、みらい青空学園 〕
- 3 5案について旭丘小、小竹小、旭丘中の児童・生徒で投票（令和6年1月～2月）



## ■ 投票結果

 みらい青空学園	165票
えこだ学園	153票
旭丘小竹学園	126票
あさひの森学園	106票
えご花学園	94票

※白票、無効票は4票

### 参考 小中一貫教育校の統一学園名について





統一学園名は、小中一貫校としての一体感を醸成するためのチーム名としての名前です。条例上の正式名称は、小学校名と中学校名とで別々になります。

※新校開校後も旭丘小学校・旭丘中学校の名前は使用します。

	通称名	小・中学校名
使用例	・校名板 ・学校要覧 ・ユニフォーム など	・卒業証書 ・在学証明書 など

# 4 今後の取組み

## ■ 今後の検討事項およびスケジュール

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	開 校
<b>統一学園名</b> 	検 討 ★ 仮決定	※令和6年度以降に教育委員会規則を一部改正し、 統一学園名を正式に決定する予定		
<b>校 章</b> 	決め方の検討	検 討・制 作 ★ 完 成		
<b>校 歌</b> 	決め方の検討	検 討・制 作 ★ 完 成		
<b>標準服</b> 	決め方の検討	検 討 (導入有無) ★ 導入有無 決 定	※導入する場合 検 討 (デザイン等) ★ デザイン等 決 定 制 作 ★ 完 成・販 売	

## 5 校章・校歌、標準服の検討

推進委員会の話し合いの中で、校章・校歌、学用品を含めた標準服等については、関係者を中心とした部会を設置することになりました。

### ■ 委員構成（旭丘小、小竹小、旭丘中）

3校のPTA代表者（PTA会長の推薦）	各校2名～3名
3校の教職員代表者（校長の推薦）	図工や美術、音楽を専科とする教職員のほか、教務主任や保健主任、生活指導に携わる教職員

### ■ 今年度の検討結果 [校章・校歌検討部会]

校章のデザイン案や校歌に入れたいフレーズを募集することとしました。

募集内容	校章	校章のデザイン案のほかに、校章のデザインに求める要望なども募集
	校歌	校歌に入れたいフレーズ（言葉）を募集
応募対象者	3校の児童・生徒と保護者、教職員、3大学（武蔵野音大、日大芸術学部、武蔵大）、旭丘・小竹地域の方	
募集期間	令和6年4月中旬以降を予定	

※来年度、「小中一貫教育校だより」で募集予定です。

## ■ 今年度の検討結果 [標準服等検討部会]

標準服の導入の可否や仕様について、アンケートを取ることになりました。

アンケート内容	① 小学校や中学校に標準服の導入は必要かどうか ② 標準服を導入する場合の仕様（ブレザータイプか詰襟（学ラン）・セーラータイプか等）について ③ その他、標準服へのご要望等
応募対象者	3校の児童・生徒と保護者、教職員
募集期間	令和6年度以降

※アンケート結果を参考に標準服等検討部会で検討します。

### 大泉桜学園の事例

保護者および教員で検討し、アンケート結果を踏まえて導入しました。

- 1～4年生までは任意
- 5年生からは着用を推奨

※ 5・6年生は8割以上が標準服を着用、  
入学式等の式典時にはほぼ全員が着用



1年生～4年生



5年生～9年生

# 6 対応方針策定までの検討経緯

## ■ 「旭丘小学校・小竹小学校・旭丘中学校の今後の対応方針」について

令和元年8月に、複合的な課題の解決策として、小竹小・旭丘小・旭丘中を施設一体型小中一貫教育校として再編する「旭丘小学校・小竹小学校・旭丘中学校の今後の対応方針」を策定しました。

### 【対応方針】

- ① 旭丘小学校・小竹小学校・旭丘中学校を廃止し、新たな小中一貫教育校を設置する。  
旭丘小学校・旭丘中学校については、先行して新たな小中一貫教育校の設置に向けた準備を開始する。
- ② 新たな小中一貫教育校は旭丘小学校と旭丘中学校の跡地に整備する。
- ③ 新たな小中一貫教育校における中学校の通学区域は、旭丘小学校と小竹小学校の通学区域を合わせた区域とする。  
小学校の通学区域は、当面、旭丘小学校の通学区域を基本とする。
- ④ 小竹小学校の跡施設については、区の計画や地域のニーズ等を踏まえて検討を行う。

## ■ 検討当時の状況（平成28年度）

小竹小、旭丘小、旭丘中はいずれも適正規模（※）を下回る過小規模校でした。適正規模の確保のために、以下3案を検討しました。検討の結果、案2をもとに対応方針を策定しました。

	案1 (近隣校の通学区域の変更)	案2【採用】 (3校の統廃合に伴う新校設置)	案3 (旭丘小の閉校)
概要	●近隣校である小竹小・豊玉東小の通学区域の一部を旭丘小へ編入	●同じ中学校区域の小竹小・旭丘小・旭丘中の統廃合	●旭丘小を閉校（近隣校へ編入）
適正規模	●近隣校が過小規模校のため困難 ●栄町の編入のみでは、適正規模の確保は困難	●小竹小との統合で適正規模の確保が可能	●過小規模校の小竹小・豊玉東小へ編入によりこの2校の過小規模が解消
評価	△ ●通学区域の変更では近隣校の過小化や過小規模の解消は困難	○ ●3校による小中一貫教育校の設置により3校の過小規模は解消	× ●通学距離の最長距離が約1.5kmを超える

※ 小中学校ともに12～18学級を適正規模とし、小中一貫教育校は18～27学級を適正規模としています（小学校は19～24学級が許容範囲）。

※ 練馬区立小学校の平均学級数は、16.9学級（R5.5月時点）

## 7 就学の特例について

小竹町一丁目・二丁目にお住まいの新小学1年生は、希望により（仮称）みらい青空学園に入学できる就学の特例を始めています。

### 就学の特例に関するQ&A

	質 問	回 答
1	○練馬区における小中一貫教育校の就学の特例について教えてほしい。	○練馬区では、小中一貫教育校の小学校の通学区域外居住者のうち、小中一貫教育校の中学校の通学区域内居住者については、希望があれば原則として小中一貫教育校の小学校に入学できます。
2	○練馬区では、中学校選択制度を導入していると聞いている。みらい青空学園に小学校から入学した場合、他の中学校に入学できなくなるのか。	○中学校選択制度も継続して実施するため、他の中学校に入学できます。 ○なお、みらい青空学園に通われるお子様が中学校選択制度を用いて他の中学校に入学したとしても学習上の問題は生じません。
3	○小竹小に入学を希望する場合、教育委員会に連絡する必要はあるのか。	○小竹小に入学する場合、連絡不要です。
4	○既に小竹小に入学した児童も就学の特例で新校に入学できるのか。	○就学の特例の対象者は、小竹町一丁目、二丁目にお住まいの小学校新1年生の方のみです。
5	○新校舎が工事中で開校していないと思うが、就学の特例は利用できるのか。	○利用可能です。 ○就学の特例を希望する場合は、9月下旬頃に教育委員会から特例対象者宛てに送付するお知らせをご確認ください。



## 8 担当および連絡先

内 容	問い合わせ先	電話番号	メールアドレス
○ 今後の検討事項、スケジュール等に関すること	教育施策課	5984-1034	ATGAKKO@city.nerima.tokyo.jp
○ 通学区域に関すること ○ 就学に関すること	学務課学事係	5984-5659	GAKUMUKA@city.nerima.tokyo.jp
○ 特別支援教育に関すること	学務課就学相談係	5984-5664	GAKUMUKA@city.nerima.tokyo.jp
○ 新たな小中一貫教育校の事業計画に関すること ○ 仮設校舎の建設工事に関すること ○ 学校施設の改築・改修に関すること	学校施設課	5984-5723	SISSETUQSYOKU@city.nerima.tokyo.jp
○ 小中一貫教育に関すること ○ 大泉桜学園に関すること ○ 学習内容や学校行事に関すること	教育指導課	5984-5759	SHIDOSHITSU@city.nerima.tokyo.jp
○ 新たな小中一貫教育校の設計内容に関すること ○ 新校舎の建設工事に関すること	施設整備課	5984-2457	SISSETUSEIBI@city.nerima.tokyo.jp
○ 児童館、学童クラブ等に関すること	子育て支援課	5984-5827	KOSODATE03@city.nerima.tokyo.jp
○ 街かどケアカフェに関すること ○ 地域包括支援センターに関すること	高齢者支援課	5984-4582	KOUREISYASIEN01@city.nerima.tokyo.jp



☞ QRコードを読み込んでスマートフォンからご意見・ご質問を送ることができます。お送りいただいた内容は、今後の取組の参考にさせていただきます。

保護者および地域説明会で寄せられた主な意見等に対する区の考え方  
(3月8日、9日、16日分)

I 小中一貫教育校について

No.	主な意見	意見に対する区の考え
1	○小竹小学校を卒業後に(仮称)みらい青空学園の中学校に入学する場合、(仮称)みらい青空学園の小学校から入学している児童と学習の進捗に差が出ないのか。	○(仮称)みらい青空学園の小学生は、中学校の先取り学習は行いません。各学年で学ぶ内容はどの学校も同じです。 ○そのため、(仮称)みらい青空学園の小学校に入学しても小竹小学校に入学しても学習の進捗に差は生じません。
2	○小中一貫校となった場合、運動会や音楽会といった行事は小中合同で行われるのか。	○運動会や音楽会等の行事の実施方法については、小中一貫教育校の特色や各行事の目的を踏まえ、今後検討していきます。
3	○小中一貫教育校のデメリットを教えてください。	○人間関係の固定化、小中の区切りのつけ方が難しいといったことが考えられます。 ○大泉桜学園では6年生がリーダーシップを発揮できるような教育活動を行う等、工夫をしています。
4	○つくば市は、小中一貫教育校の教育効果についてデメリットが大ききことから小中一貫教育校の設置をやめたと聞いている。	○つくば市の見解は、学校が次々に大規模化していく中で小中一貫教育校の設置は難しいというもので、教育的な課題のみを理由に小中一貫教育校を設置しないというものではありません。

II (仮称)みらい青空学園の名称について

No.	主な意見	意見に対する区の考え
5	○統一学園名が通称名ということが分かりづらく、旭丘小学校・旭丘中学校の校名が変わると思っていた。	○統一学園名は、小中一貫教育校としての一体感を醸成するためのチーム名としての名前(通称名)です。 ○新校開校後も旭丘小学校・旭丘中学校の名前は使用します。

6	<p>○履歴書など公的な書類に記入する際は、(仮称)みらい青空学園と旭丘小学校、旭丘中学校のどちらの名前を使うのか。</p>	<p>○公的な書類に記入する際は、条例の正式名称である旭丘小学校、旭丘中学校を使います。</p>
7	<p>○(仮称)みらい青空学園が開校し、後から小竹小学校が統合された場合、小学校名はどうなるのか。</p>	<p>○過去の練馬区の統合の事例を踏まえると、旭丘小学校と小竹小学校の両校が廃止となり1つの小学校になります。</p> <p>○1つにまとまって新しい学校となった場合は、新しい小学校名を考える必要があると考えています。</p>
8	<p>○みらい青空学園とえこだ学園の得票差は僅差だった。2つの統一学園名で決戦投票をする意向はなかったのか。</p>	<p>○どの名称もそれぞれの思いがあるため、得票数が僅差になる可能性があることを認識のうえ、投票を実施しました。</p> <p>○多数決で決定するというルールをお知らせしたうえで投票を実施したことから、再投票等の選定方法を変更する考えはありません。</p>
9	<p>○旭丘学園が公募の段階で一番多かった名称にも関わらず、最終候補に残らなかったのか。また、みらい青空学園が最終候補になった経緯を公表してほしい。</p>	<p>○小中一貫教育校の名称が旭丘学園になった場合、小竹という名前が残らないこととなります。</p> <p>○小中一貫教育校推進委員からも旭丘・小竹地域の子が通う学校として配慮が必要であると声をいただき、区は旭丘学園の案を候補から外しました。</p>
10	<p>○統一学園名がみらい青空学園に仮決定したのは唐突な感じがする。地域にしっかり説明してほしい。</p>	<p>○検討の中で、「みらい」という言葉を推す意見が多くあり、「えこだ未来学園」などが候補にあがりました。</p> <p>○その後の調査の結果、「みらい学園」という名称は、商標法に抵触する可能性が高いことが判明したため、「みらい」という言葉を残しました。</p> <p>○推進委員の発案により、「みらい」と「青空」を組み合わせた「みらい青空学園」を最終候補の1つとすることとなりました。</p>

### Ⅲ (仮称) みらい青空学園の標準服・校章・学校行事等について

No.	主な意見	意見に対する区の考え
11	○標準服の導入の可否についてアンケートをとる際は、標準服を導入することのメリット・デメリットを伝えたくて総合的に判断してほしい。	○いただいたご意見を踏まえ、アンケートの内容を検討します。 ○アンケートの回答を踏まえ、標準服の導入の可否や導入する場合の仕様(学ラン・セーラータイプかブレザータイプか等)をPTA代表者、教職員で構成される校章・校歌検討部会で総合的に判断します。
12	○小学生から中学生まで紺色のVネックセーター、白いポロシャツ、グレーのズボンまたは、スカートも標準服のアンケートを取る際の選択肢に追加してほしい。また、標準服を導入したとしても、入学式や卒業式等の式典での着用を基本としても良いと思う。	○標準服を導入する場合、標準服の着用についての考え方を整理する必要があると考えています。
13	○小学生に標準服はなくても良いと思う。	○標準服については、標準服等検討部会を中心に、児童・生徒や保護者、教職員のご意見を伺いながら、導入の有無等を検討していきます。
14	○校歌に入れたい言葉を応募できる対象者について教えてほしい。	○児童・生徒や保護者、教職員、3大学(日大芸術学部、武蔵大、武蔵野音大)の方、地域の方を対象に校歌に入れたい言葉を募集し、制作する予定です。 ○地域の学校であることから対象者を広げず、旭丘・小竹地域の方々を中心に応募していただこうと考えています。
15	○(仮称)みらい青空学園に新しい部活を作ってほしい。	○生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置を検討していきます。
16	○入学前に(仮称)みらい青空学園と小竹小学校、どちらが良いか判断できる学校見学などのイベントがあると良い。	○現在、練馬区立小中学校においては、年間4回の土曜授業公開日を設定するとともに、学校行事や学校説明会等において学校の様子を知る機会を設けています。

17	○（仮称）みらい青空学園の小学校と中学校それぞれに PTA が組織されるのか。	○（仮称）みらい青空学園の PTA の設置や運営については、学校と保護者で検討していただく内容になります。
----	---	---

#### IV（仮称）みらい青空学園の施設整備等について

No.	主な意見	意見に対する区の考え
18	○（仮称）みらい青空学園の施設について、特徴や工夫しているところがあれば教えてほしい。	<p>○北棟と南棟を渡り廊下でつなぎ、一体的な校舎にしています。</p> <p>○体育館と校庭が2つずつあります。屋内プールは温水で、小学生から中学生まで使うことから発達段階に合わせて水深の深さを変えられる可動式です。</p> <p>○北棟の校舎は1つのフロアに小学生と中学生の教室を設置し、交流事業等を実施できるよう工夫しています。</p> <p>○旭丘小学校、旭丘中学校に設置していた特別支援学級を新校にも設置します。</p> <p>○複合施設として、学童クラブや街かどケアカフェ等を設置します。</p>
19	○校庭が2つできるとのことだが、学年ごとに使い分けるのか。	<p>○南棟に近い第一校庭を主に中学生が使い、北棟に近い第二校庭を主に小学生が使うことを想定しています。</p> <p>○実際の使い方に関しては、学校と相談をしながら検討していきます。</p>
20	<p>○旭丘中学校の東側の道路を拡幅することだったが、具体的な工事計画などはどのようになったのか。</p> <p>○また、ガードレールの設置など、車のスピードを減速させるような工夫はあるのか。</p>	<p>○東側の道路は道路の中心から3m程度に拡幅する予定です。今の道路幅が3.7m程度なので、拡幅後は5m程度に広がる予定です。</p> <p>○現在、新規の歩道の設置については、車いす利用者とのすれ違いを考慮し、2m程度を想定しています。そのため、ガードレールの設置は困難です。</p>

21	○入出校管理は、IDカード等で行うなどセキュリティを強化してほしい。	○敷地内に防犯カメラを設置するほか、夜間は機械警備による管理を行います。また、校門に電気錠を設置します。
22	○（仮称）みらい青空学園のねりっこクラブの開始時期は、いつ頃か。	○令和8年4月を想定しています。

## V 就学の特例について

No.	主な意見	意見に対する区の考え
23	○小竹小学校に現在通っている児童も希望すれば（仮称）みらい青空学園に入学することが可能なのか。また、小竹小学校に限らず違う通学区域の児童も希望すれば通えるのか。	○小竹小学校の通学区域にお住まいの5歳児（新小1）の保護者宛に教育委員会から9月頃に就学の特例のご案内を送付します。希望すれば（仮称）みらい青空学園に入学することができます。 ○小竹小学校の在校生は、途中から（仮称）みらい青空学園に入学することはできません。 ○他の通学区域にお住まいのお子様は原則入学することができません。
24	○小竹小学校は、現段階で12学級以上確保されている。旭丘小学校の過小規模を解消するために、就学の特例を設けて小竹小学校の学級数が減るような対応をするのはいかがなものか。	○就学の特例は、中学校の通学区域にお住まいのお様が9年間を一貫した学校に在籍することができる小中一貫教育校の特例制度です。 ○就学の特例は小竹小学校の統合に関係なく、制度として小竹地域の保護者の方々にご案内しています。
25	○就学の特例の対象は小学校新1年生のみとのことだが、在校生が対象ではない理由を教えてください。	○小竹小学校の在校生に就学の特例を適用すると、在校生が新校に転校できるようになります。転校する子どもとしない子どもに分かれてしまい、クラスの人数が減っていく可能性があります。 ○そのため、個別の事情で配慮が必要な場合を除き、小竹小学校の在校生に就学の特例を設ける予定はありません。


26	○令和5年度から就学の特例を始めたとのことだが、どのくらいの方が就学の特例を利用したのか教えてほしい。	○10人に満たない程度です。
27	○現在、上の子が小竹小学校に通っている。就学の特例を使って下の子が旭丘小学校を選んだ場合、上の子は旭丘小学校に転校することはできないのか。	○ご兄弟が他校へ入学する等、特別なご事情がある場合は、指定校を変更できる場合がありますので、学務課学事係にご相談ください。


## VI 小竹小学校の施設整備等について

No.	主な意見	意見に対する区の考え
28	○小竹小学校にエアコンを導入してほしい。	○普通教室は既にエアコンを設置済みです。体育館については、令和6年度の夏休み期間中に工事を行い、2学期から使用できる予定です。
29	○小竹小学校の校舎を建て替えてほしい。	○小竹小学校は、旭丘小学校・旭丘中学校と統合する方針を持っているため、建て替えの予定はありません。なお、必要な修繕は随時行います。
30	○小竹小学校に学童クラブを設置してほしい。	○校内学童クラブの設置については、小竹小学校の今後の方針に合わせて結論を出す予定です。
31	○小竹小学校が存続している間は、小竹小学校に通う子どもたちの環境（ハード面、ソフト面）についても整備してほしい。	○小竹小学校の教育環境および安全面等において必要な修繕は、今後も実施していきます。 ○引き続き学校教育の充実を図り、児童に良好な教育環境を提供していきます。
32	○小竹小の校舎は平成21年に耐震改修工事が終了しているとのことだが、この躯体はあと何年ぐらい使える設計なのか。	○耐震に対する基準値（Is値）は基準を満たしていますので、安心して使っていただけます。 ○日常的な点検、定期点検、法定点検等、適切な維持管理を行っており、これまでも必要な工事は順次行っています。今後も適切に進めていきます。



## Ⅶ 小竹小学校の統合について

No.	主な意見	意見に対する区の考え
33	○小竹小学校の在校生が新校に移らず、そのまま小竹小学校で卒業できるようにしてほしい。	○小竹小学校に在籍している、あるいは今後入学するお子様が確実に小竹小学校を卒業できると約束することはできません。
34	○統合後、(仮称) みらい青空学園に通う場合、通学距離が 1.5km 程度になる。安全な通学路を確保してほしい。	○スクールゾーンや防犯カメラの設置箇所等の見直しについて検討し、通学路の安全・安心に配慮していきます。
35	○小竹小学校の具体的な統合時期を明示してほしい。	○現時点で統合時期は決定していないため、いつ頃公表できるか明示することはできません。 ○統合を行う際は、最低でも 2 年程度の準備期間を設けます。
36	○今後の統合方針等に関する内容について把握したい。広く周知してほしい。	○令和 6 年 3 月に第二次適正配置基本方針を策定しました。掲載場所は下記のとおりです。  練馬区ホームページ > 子育て・教育 > 教育 > 学校教育・施設 > 区立学校の適正配置の推進 > 区立学校の適正配置の方針 > 第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針   ▲第二次適正配置基本方針（区 HP）
37	○小竹小学校の統合時期は、具体的にどういう状況になったら統合の決定を判断するのか。判断基準となる学級数があるなら教えてほしい。	○旭丘・小竹地域の児童・生徒全体の人数を見て統合の判断を考えていきます。そのため、小竹小学校の学級数だけで決定するものではありません。

38	○小竹小学校の統合に反対する。 小竹小学校を残したうえで（仮称）みらい青空学園を良い学校にしてほしい。	○小竹小学校については、現状は適正規模となっていますが、旭丘小学校・旭丘中学校については今後も適正規模の確保は困難な見込みです。
39	○小竹小学校をなくさないでほしい。	○また、区全体の人口推計では、今後、年少人口は減少傾向となる見込みであり、3校を再編し新たな小中一貫教育校を設置するという基本的な考え方については変更ありません。
40	○適正規模・適正配置のためだけに小竹小学校を統合しないでほしい。	○統合を決定する際は、区全体の児童数の減少だけでなく、個別の地域やその他の要素も含めて検討しなければならないと考えています。
41	○統合をするにあたって、心のケアに携わるスタッフの配置が必要になるほど子どもが追い込まれるものなら、小竹小学校の統合は、子どものためを思ってやっていないと思う。	○お子様の環境の変化に丁寧に対応することが必要だと考えています。
42	○光が丘第一小学校と光が丘第二小学校が統合して光が丘四季の香小学校になったと聞いた。統合する際、児童の意見は聞いたのか。聞いたのであれば、公表してほしい。	○学校統合のアンケート調査結果を公表しています。掲載場所は、下記のとおりです。  練馬区ホームページ > 子育て・教育 > 教育 > 学校教育・施設 > 区立学校の適正配置の推進 > これまでの適正配置の取組 > 光が丘地区の小学校の適正配置   ▲学校統合のアンケート調査結果等（区 HP）

43	○小竹小学校の跡地は柔軟に活用できる区立施設として残してほしい。	○第二次適正配置基本方針に則り、新たな区民ニーズに応える機能への転換等を検討します。
44	○小竹小学校を統合するなら、なぜ新校舎は小竹小学校の児童が全員入れるだけのキャパシティを確保していないのか。	<p>○3校統合の方針がある中で、先行して2校の設置を進めています。そのため、旭丘小学校・旭丘中学校の児童・生徒に加え、小竹地域から新校への小学校就学希望が一定程度あった場合も受入れ可能な規模に設定しています。</p> <p>○普通教室は、向こう5年間の将来人口推計である東京都教育人口等推計等を踏まえ、小学校・中学校ともに各学年2クラスを想定して設計しています。</p> <p>○併せて、小学生と中学生の普通教室の面積を統一して、クラスの増減に柔軟に対応するとともに、少人数教室の転用等の教室の利用方法見直しにより、将来の児童・生徒数増に対応できる計画としています。</p>

## VIII 情報発信について

No.	主な意見	意見に対する区の考え
45	○新しい取り組みである Zoom 配信のおかげで説明会に参加しやすくなったのは良かったと思う。	○今後も、より良い情報提供に努めていきます。
46	○インターネットで区に意見を送る際に、入力者の所属や住んでいる地区については任意記入にしてほしい。	○いただいたご意見は、今後の運営方法の参考にさせていただきます。
47	○区 HP に掲載しているこれまでの検討経過である報告書に、検討状況や決定までの過程をもっと詳細に書いてほしい。	

## IX その他

No.	主な意見	意見に対する区の考え
48	○旭丘小学校の学級数が今後も適正規模に満たない場合、引き続き過小規模になると思うが、小中一貫教育校にすることで対象校から外れるのか。	○小中一貫教育校についても 18 学級から 27 学級を適正規模と定めています。
49	○来年度に策定する実施計画は、練馬区全体の学校を精査し、統合する必要がある学校については、検討を進めていくのか。	○実施計画では、旭丘・小竹地域を含めた練馬区全体において、対象校の将来の児童・生徒数や近隣の学校との位置関係等の様々な条件を鑑み、適正配置の具体的な検討を行う予定です。
50	○小竹小学校のために個別の説明会を開催していただき、ありがとうございました。	○今後も定期的に説明会を開催するなど、児童・生徒や保護者、地域の皆様に対し、引き続き丁寧に情報提供を行っていきます。

## 資料 2

令和6年4月24日  
教育振興部光が丘図書館

### 指定管理者との協定締結について

#### 1 施設名および指定管理者名

施設名	指定管理者名
練馬区立小竹図書館	ハートフルサポート共同事業体 代表者 テルウェル東日本株式会社 代表取締役 石川 達

#### 2 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

#### 3 基本協定および年度協定

基本協定（1～26 ページ）、年度協定（27～30 ページ）

## 練馬区立小竹図書館の指定管理者による管理に関する基本協定

練馬区立小竹図書館の指定管理者による管理に関して、練馬区教育委員会を甲、ハートフルサポート共同事業体を乙とし、甲および乙間において、つぎの条項により基本協定を締結する。

### 第1章 総則

#### (基本協定の目的)

第1条 この基本協定は、練馬区立小竹図書館（以下「館」という。）の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）として指定（同項に基づく指定をいう。以下同じ。）を受けた乙が、館の管理を円滑に実施するため、必要となる基本的な事項を定めることを目的とする。

#### (指定の期間)

第2条 指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。

### 第2章 管理業務の範囲

#### (管理業務の範囲)

第3条 乙が実施する館の管理に係る業務の範囲は、つぎのとおりとする。

(1) 練馬区立図書館条例（平成5年3月練馬区条例42号。以下「条例」という。）第3条に規定するつぎの事業に関する業務

ア 図書、記録、新聞、雑誌、地域資料、視聴覚資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）の館内および館外利用に関すること。

イ 図書館資料の収集、整理、保存および廃棄に関すること（ただし、収集および廃棄に関しては一次的な候補の抽出業務に限る。）。

ウ 読書案内および読書相談に関すること。

エ 読書会、研究会、鑑賞会等の開催および奨励に関すること。

オ 郷土資料の収集（一次的な候補の抽出業務に限る。）、展示および保存に関すること。

カ 他の図書館、図書室その他関係機関との連絡および協力ならびに図書館資料の相互貸借に関すること。

(2) 会議室の利用に関する業務

(3) 館の施設、付属設備および物品の維持管理に関する業務

(4) 前各号に掲げるもののほか、館の管理に関し、甲が必要と認める業務

2. 前項各号に規定する業務（以下「管理業務」という。）について、詳細な取決めが必要な場合は、甲および乙が協議の上、処理するものとする。

### 第3章 管理業務の実施

#### (管理業務の実施)

第4条 乙は、この基本協定、別に締結する年度協定、募集要項、事業計画書等に従って管理業務を実施するものとする。

#### (管理業務の実施における法令遵守)

第5条 乙は、管理業務の実施に当たり、区の条例および規則、個人情報保護関係法令、労働関係法令、その他の関係法令等を遵守しなければならない。

#### (第三者代行の禁止と再委託の場合における区内事業者および障害者就労施設等の活用)

第6条 乙は、管理業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。ただし、甲が指定する様式により申請し、甲が承認した管理業務については、第三者に委託することができる。

2 前項ただし書により、乙が第三者に管理業務を委託する場合は、区内事業者（練馬区の区域内に事務所または事業所を有する法人その他の団体および個人をいう。）および障害者就労施設等の活用に努めるものとする。

#### (サービスの維持および向上)

第7条 乙は、苦情の処理に関して必要な規程および体制を整備し、館の利用者（以下「利用者」という。）に対するサービスの維持および向上に努めなければならない。

#### (職員の配置等)

第8条 乙は、管理業務を実施するために必要な職員を配置するものとする。この場合において、乙は、練馬区民（練馬区の区域内に居住する者をいう。）の雇用に努めるものとする。

2 乙は、管理業務を円滑に実施するため、館において管理業務を総括する責任者を選任しなければならない。

3 乙は、前項の責任者を選任したときは、甲が指定する様式により甲に届け出なければならない。届け出た内容に変更があったときも、また同様とする。

#### (職員の勤務条件等における法令遵守)

第9条 乙は、職員の採用選考、勤務条件等について、関係法令を遵守しなければならない。

#### (館の施設の修繕等)

第10条 乙は、館の施設の主要構造部または館の設備の機能に影響を及ぼさない修繕のうち、当該修繕にかかる費用（消費税および地方消費税を含む。以下この条において同じ。）が1件につき50万円未満のものについては、自己の責任において実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、修繕にかかる費用が1件につき50万円以上のものうち、単なる部品交換等の簡易な修繕については、甲と協議の上、自己の責任において実施することができるものとする。

3 乙は、前2項の修繕の実施にかかった費用について、第27条の年度協定において定める年度ごとの管理業務費のほかに甲に請求することはできない。



(館の備品等の取扱い)

第11条 甲は、別に定める館の備品等を無償で乙に貸与するものとする。

- 2 乙は、第2条に定める指定の期間中、館の備品等を良好な状態に保つため、必要に応じて修繕等を行うものとする。
- 3 館の備品等が経年劣化等により管理業務の実施の用に供することができなくなった場合には、甲は、乙と協議の上、必要に応じて当該備品等の代替品を購入し、または調達するものとする。
- 4 乙は、第1項に定めるもののほか、あらかじめ甲に協議の上、乙の任意により自己の負担において館の備品として、備品等を購入することができるものとする。

(災害への対応)

第12条 乙は、地震、豪雨、暴風その他の自然現象または大規模な火事もしくは爆発等の災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合の対応について、別に締結する「災害時における施設の利用に関する協定細目」に定める事項に基づいて、必要な措置を講じ、甲に協力しなければならない。

(国民保護法で想定する有事への対応)

第13条 乙は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)が想定する武力攻撃事態等の際に、館を緊急一時避難施設として提供しなければならない。

(事故等緊急時の対応)

- 第14条 乙は、事故等の発生に備え、施設の日常点検を行うとともに事故等が発生した場合または発生するおそれがある場合(以下「緊急時」という。)について、甲と協議の上、緊急時の対応を示したマニュアルを整備しなければならない。
- 2 乙は、前項に規定するマニュアルの内容について定期的に確認を行い、甲と協議の上、必要に応じて修正を図るよう努めなければならない。
  - 3 乙は、緊急時には、館の利用者の安全の確保を最優先に行動するとともに、乙の職員の安否を確認し施設の安全点検を行わなければならない。
  - 4 乙は、緊急時には、館の施設および利用者の状況について、速やかに甲に報告しなければならない。
  - 5 甲は、緊急時には、乙に必要な指示をすることができる。

(感染症発生時の対応)

第15条 乙は、館の感染症対策に努めなければならない。

- 2 乙は、館で集団感染が発生した場合には、保健所に協議のうえ対応するとともに、館における集団感染への対応状況について甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、練馬区新型インフルエンザ等対策行動計画を遵守しなければならない。
- 4 乙は、新型インフルエンザ等の発生(以下「新型インフルエンザ等発生時」という。)に備え、甲と協議の上、新型インフルエンザ等発生時の対応を示したマニュアルを整備し

なければならない。

- 5 乙は、前項に規定するマニュアルの内容について定期的に確認を行い、甲と協議の上、必要に応じて修正を図るよう努めなければならない。
- 6 乙は、新型インフルエンザ等発生時には、第4項に規定するマニュアルに基づき対応するとともに、館における新型インフルエンザ等への対応状況について甲に報告しなければならない。
- 7 甲は、新型インフルエンザ等発生時には、乙に必要な指示をすることができる。

(防火管理)

第16条 乙は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項の権原を有する者として、同項の規定に基づき、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項に規定する防火管理者としての資格を有する者のうちから、防火管理者を選任しなければならない。

- 2 前項により選任された防火管理者は、館の施設における消防計画を作成し、消火、通報および避難の訓練を実施し、防火管理上必要な業務を適切に行い、および当該業務を実施したことを確認できる書類を作成した上で保管しなければならない。
- 3 第1項により選任された防火管理者は、前項により作成した消防計画について、定期的にその内容の確認を行った上で、必要に応じて見直すものとする。

(秘密の保持)

第17条 乙ならびに管理業務に従事する者および従事していた者は、管理業務の実施に当たって知り得た秘密を、法令等に基づき開示する場合を除き、事前に甲の承諾を得ずに第三者に開示してはならない。第2条に定める指定の期間が終了し、または指定を取り消された後も、また同様とする。

(情報セキュリティの確保)

第18条 乙は、管理業務の実施に当たって、個人情報およびその情報が脅威にさらされることにより区政運営または本協定に基づく事業の実施に重大な影響を及ぼす情報を取り扱う場合は、甲の定める手順等を遵守するとともに、練馬区情報化管理規程（平成16年11月練馬区訓令第24号）第28条に規定する情報セキュリティポリシーに定める水準と同等またはそれ以上のセキュリティの水準を保障する対策等を定める規程を設ける等、情報セキュリティの確保を図るための必要な措置（別紙「指定管理における情報の保護および管理に関する特記事項」のうち情報セキュリティに係る項目に掲げる措置をいう。）を講じなければならない。

(個人情報の保護)

第19条 乙が管理業務の実施に当たって取得した個人情報は甲および乙においてそれぞれ保有するものとし、乙が第37条に規定する自主事業の実施に当たって取得した個人情報は乙において保有するものとする。

- 2 乙は、管理業務の実施に当たっては、個人情報保護に関する関係法令等を遵守するとともに、別紙「指定管理者における個人情報の取扱いに関する運用ガイド」を踏まえ、個人

情報を適正に取り扱わなければならない。

- 3 乙は、個人情報の保護を図るための必要な措置（別紙「指定管理における情報の保護および管理に関する特記事項」のうち個人情報の保護および管理に係る項目に掲げる措置をいう。）を講じなければならない。
- 4 管理業務に従事し、または従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、または当該業務以外の目的に使用してはならない。
- 5 乙は、管理業務の実施に当たって取り扱う保有個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第16条第4項に規定する保有個人データをいう。以下同じ。）について、個人情報保護法第33条第1項の規定に基づく開示の請求があったときは、練馬区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月練馬区条例第46号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）第3条第1項の規定に準じ、当該開示の請求に係る手数料を無料としなければならない。
- 6 乙は、管理業務の実施に当たって取り扱う保有個人データについて、個人情報保護法第33条第1項の規定による開示の請求、個人情報保護法第34条第1項の規定による訂正等の請求または個人情報保護法第35条第1項の規定による利用停止等の請求に基づき、当該請求に対する開示、訂正等もしくは利用停止等の実施または開示、訂正等もしくは利用停止等をしない旨の決定をしようとするときは、それぞれ個人情報保護法施行条例第4条から第7条までの規定に準じ、当該規定に定める期間内に行わなければならない。

（情報公開）

第20条 乙は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号。以下「公開条例」という。）第25条の2第1項の規定に基づき、公開条例および練馬区情報公開条例施行規則（平成14年3月練馬区規則第10号）に準拠した規程を設ける等、公正で開かれた施設運営を図るための必要な措置を講じなければならない。

2 甲は、乙が管理する文書等に係る公開条例第5条の規定に基づく公文書の公開請求があったときは、公開条例第25条の2第3項の規定に基づき、乙に当該文書等の提出を求めるものとする。

3 乙は、前項により文書等の提出を求められたときは、当該文書等の公開の請求に対する決定についての意見を付した上で、速やかに提出の求めに応じるものとする。

（利用者の人権への配慮）

第21条 乙は、館の利用者の人権に配慮して管理業務を実施しなければならない。

2 乙は、職員が基本的人権について正しい認識をもって管理業務を実施できるようにするため、適切に研修を実施するものとする。

（障害を理由とする差別の禁止）

第22条 乙は、練馬区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成28年3月10日27練福障第2089号）を踏まえ、甲と同等の合理的配慮の提供を行うものとする。

(防犯カメラの運用)

第23条 乙は、館に設置されている防犯カメラの運用に当たっては、練馬区防犯カメラ設置指針（平成16年12月8日練危防発第1149号）および練馬区立図書館防犯カメラ運用規程（平成23年11月7日23練教光図第1522号）を遵守し、適正な管理を行わなければならない。（環境配慮）

第24条 乙は、管理業務の実施に当たっては、練馬区環境方針および練馬区環境マネジメントシステム（練馬区環境マネジメントシステム運営要綱（平成13年4月24日練環環発第12号）第2条に規定する環境マネジメントシステムをいう。）の趣旨を踏まえ、環境関連法令を遵守し、環境負荷の低減に努め、および関連するデータを甲に報告しなければならない。

2 甲および乙は、前項による報告の内容について、必要に応じ協議の上、別途細目を定めるものとする。

#### 第4章 管理業務の実施に係る確認事項

(事業計画)

第25条 乙は、毎年度、翌年度の事業計画書を甲が指定する期日までに提出し、甲の確認を受けなければならない。

2 甲および乙は、前項の事業計画書の内容を変更しようとするときは、甲乙協議の上、その内容を決定するものとする。

(指定管理者制度適用施設モニタリング実施要領に基づく事業報告、点検、評価、指導および勧告)

第26条 乙は、管理業務に関し、指定管理者制度適用施設モニタリング実施要領（平成20年3月17日19練企企第857号。以下「モニタリング実施要領」という。）に基づいて、日報および事業報告書を作成し、甲が指定する期日までに事業報告書を提出しなければならない。

2 乙は、甲が第36条第1項の規定に基づいて年度途中において乙に対する指定の取消しをした場合には、指定が取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該指定が取り消された日までの間の事業報告書を甲に提出しなければならない。

3 甲は、モニタリング実施要領に基づき、事業報告書の記載内容の確認、館の施設への立入り等により、管理業務の実施状況、経理の状況等を点検し、および評価することができる。

4 前項による点検および評価に際し、甲は、随時乙に対して報告および説明を求め、ならびに必要な指導を行うことができる。

5 第3項による点検および評価の結果、乙による管理業務の実施が適正に行われていない場合またはこの基本協定の条項もしくは次条により別に定める年度協定の条項に違反している場合は、甲は乙に対して業務の改善を指導または勧告するものとする。

6 乙は、前項により業務改善の勧告を受けた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

い。

## 第5章 管理業務費および利用料金等

### (管理業務費)

第27条 年度ごとに甲が乙に支払う管理業務費については、別に年度協定において定めるものとする。

### (管理業務費の経理)

第28条 乙は、前条の管理業務費の経理に当たっては、別に会計を設けて処理することとし、帳簿等を整備してその執行状況を記録する等、適正な経理を行わなければならない。

### (自動販売機設置事業の収入)

第29条 乙は、第37条により実施する自主事業として、館に自動販売機を設置し、商品を販売する事業（以下「自動販売機設置事業」という。）を実施することができる。

2 乙は、第27条の年度協定で定める管理業務費の積算に当たっては、乙が実施する自動販売機設置事業の収入見込額の2分の1を乙の収入として計算するものとする。

### (有料広告事業の収入)

第30条 乙は、第37条により実施する自主事業として、館の施設等に民間事業者等の広告を掲載し、または掲出する事業（以下「有料広告事業」という。）を実施することができる。

2 乙は、第27条の年度協定で定める管理業務費の積算に当たっては、乙が実施する有料広告事業の収入見込額の10分の1を乙の収入として計算するものとする。

## 第6章 損害賠償および不可抗力等

### (損害賠償)

第31条 管理業務の実施に際して、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合は、乙は、その損害を賠償しなければならない。

2 甲は、自らの責めに帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

3 乙は、自らの責めに帰すべき事由により甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

### (不可抗力発生時の対応)

第32条 暴風、豪雨、洪水、地震、火災、感染症、暴動その他の不可抗力により、甲または乙に損害、損失もしくは費用増加が発生した場合または乙による管理業務の実施が困難となった場合は、甲乙協議の上、対応するものとする。

## 第7章 指定期間の満了

### (管理業務の引継ぎ)

第33条 乙は、第2条に定める指定の期間が満了したときまたは第36条第1項により指定の取消し等が行われたときは、甲または甲が指定する者に対し、管理業務の引継ぎを行わなければならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(原状回復義務)

第34条 乙は、第2条に定める指定の期間が満了したときまたは第36条第1項により指定の取消し等が行われたときは、館の施設および設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(備品等の引継ぎ)

第35条 乙は、第2条に定める指定の期間が満了したときまたは次条第1項により指定の取消し等が行われたときは、甲または甲が指定する者に対し、館の備品等を引き継がなければならない。

2 乙が自己の負担で購入した備品等については、原則として乙が自己の責任および負担において撤去し、または撤収するものとする。ただし、甲乙協議の上、両者が合意した場合は、乙は、甲または甲が指定する者に対し、当該備品を引き継ぐことができるものとする。

## 第8章 指定の取消し等

(指定の取消し等)

第36条 甲は、つぎの各号のいずれかに該当すると認めるときは、乙の指定管理者としての指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部もしくは一部の停止を乙に命じることができるものとする。

- (1) 乙が、この協定および第27条により定める年度協定の条項に違反したとき。
- (2) 乙が、第26条第5項による業務の改善の指導もしくは勧告または法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき。
- (3) 財務状況の著しい悪化その他の乙の責めに帰すべき事由により、適正な管理業務の実施が困難となったとき。
- (4) 乙が、募集要項に定める欠格条項に該当することとなったとき。
- (5) 暴風、豪雨、洪水、地震、火災、感染症、暴動その他の不可抗力により、管理業務を継続することが困難となったとき。
- (6) 前各号に掲げるほか、乙が指定管理者として管理業務を継続することが適当でないときと甲が認めるとき。

2 乙は、乙の責めに帰すべき事由により、前項による指定の取消しをされたときは、当該指定が取り消された日の属する年度における年度協定に定めた管理業務費の額に100分の10を乗じて得た額を違約金として甲に支払わなければならない。

3 乙は、乙の責めに帰すべき事由により、第1項による管理業務の全部または一部の停止を命じられたときは、当該停止を命じられた日の属する年度における年度協定に定めた管理業務費のうち、停止を命じられた管理業務の部分に係る費用の額に100分の5を乗じて得た額を違約金として甲に支払わなければならない。

## 第9章 その他

(自主事業)

第37条 乙は、館の施設を効率的に運営するため、当該施設の設置目的および管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、前項により自主事業を実施する場合は、甲に事業計画書を提出し、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(法人格の変更等への対応)

第38条 乙は、合併その他の事由により法人格の変更等が見込まれることとなった場合には、速やかに甲に報告しなければならない。報告後の対応については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の変更)

第39条 管理業務に関し、業務の前提条件または内容を変更する必要があるときまたは特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定の内容を変更することができるものとする。

(施設利用に係る処分等)

第40条 施設利用に係る処分等に当たっては、練馬区行政手続条例(平成7年3月練馬区条例第2号)の規定の例によるものとする。

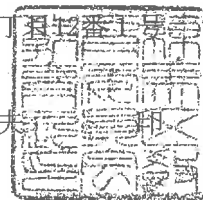
(疑義についての協議)

第41条 この基本協定の規定について疑義が生じたときまたはこの基本協定に定めのない事項については、甲および乙が誠意をもって協議の上、処理するものとする。

甲および乙は本書を2部作成し、それぞれ記名押印の上、その1部を保有する。

令和6年4月1日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目1番1号  
練馬区教育委員会  
教育長 堀 和夫



乙 東京都練馬区三原台二丁目1番27号  
株式会社五十嵐商会内  
ハートフルサポート共同事業体  
代表者 テルウェル東日本株式会社  
代表取締役 石川 達







【指定管理者用】

指定管理における情報の保護および管理に関する特記事項

(目的)

第1条 この特記事項は、本協定に基づく事業の実施に当たり、指定管理における情報の機密性を確保するために、本協定と併せて指定管理者(以下「乙」という。)が遵守すべき事項を定める。

(定義)

第2条 この特記事項において「指定管理における情報」とは、実施機関(以下「甲」という。)または乙が管理する情報システム、当該情報システムから出力された印刷物および情報システムから出力されたか否かを問わず重要情報を含む文書等で取り扱われる甲の情報をいう。

2 この特記事項において「重要情報」とは、前項に規定する指定管理における情報のうち、個人情報およびその情報が脅威にさらされることにより区政運営または本協定に基づく事業の実施に重大な影響を及ぼす情報をいう。

3 前項に規定する重要情報のうち、特定個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第8項に規定する特定個人情報)をいう。以下同じ。)を本協定に基づく事業の実施において取り扱う場合は、別に定める「特定個人情報の保護および管理に関する特記事項」を併せて適用する。

4 この特記事項において「外部サービス」とは、情報システムのうち、クラウドサービス等、外部の者が一般向けに情報システムの一部または全部の機能を提供するものをいう。ただし、当該機能において本協定に基づく事業の実施に係る情報が取り扱われる場合に限る。

(基本的事項)

第3条 乙は、本協定に基づく事業の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう指定管理における情報を適切に取り扱わなければならない。

(注意義務)

第4条 乙は、指定管理における情報の取扱いに当たっては、善良なる管理者の注意をもって、指定管理における情報の機密性の確保に必要な措置を講じなければならない。

(情報セキュリティの確保)

第5条 乙は、本協定に基づく事業の実施に当たり重要情報を取り扱う場合は、甲の定める手順等を遵守するとともに、この特記事項と同等またはそれ以上のセキュリティ水準を保障する対策等を定めた規程を設ける等、情報セキュリティの確保を図るための必要な措置を講じなければならない。

(管理体制等)

第6条 乙は、本協定に基づく事業の実施に当たり個人情報を取り扱う場合は、従事する者(以下「従事者」という。)から指定管理における個人情報の管理に責任を持つ者(以下「管理責任者」という。)を選任し、指定する書面により甲に提出しなければならない。これによりがたい場合は、

乙は甲の許可を得た上で、従事者以外から管理責任者を選任できる。

第7条 乙は、本協定に基づく事業の実施に当たり個人情報を取り扱う場合は、従事者の氏名、所属および本協定に基づく事業への従事期間(開始日および終了予定日)を記録し、甲に書面で提出しなければならない。

第8条 乙は第6条および前条の規定により提出した書面の内容に変更があったときは、変更内容について、速やかに甲に書面で提出しなければならない。

第9条 乙は、管理責任者および従事者に対し、この特記事項の内容を周知徹底すること。なお、本協定に基づく事業の実施に当たり個人情報を取り扱う場合は、特記事項の内容を遵守するために必要となる教育を行うとともに、実施結果について指定する書面により甲に提出しなければならない。

第10条 乙は、甲がこの特記事項の遵守に必要な教育を実施するときは、これを受けなければならない。

(知り得た情報の保持の義務)

第11条 乙は、本協定に基づく事業の履行に当たり知り得た指定管理における情報を第三者に漏らしてはならない。本協定が終了し、または解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第12条 乙は、本協定に基づく事業の実施のために個人情報を収集するときは、当該協定に基づく事業の実施を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、行わなければならない。

(目的外使用の禁止)

第13条 乙は、指定管理における情報を他の用途に使用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第14条 乙は、指定管理における情報を第三者に提供してはならない。ただし、甲が必要と認めた場合には、重要情報を除く指定管理における情報について、第三者に提供することができる。

(本協定に基づく事業の委託の制限)

第15条 乙は、本協定に基づく事業について、第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。ただし、甲が認めた場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の規定により、甲へ申請する再委託の業務内容に個人情報の取扱いが含まれる場合は、再委託先となる予定の者において、この特記事項に規定する安全管理措置が講じられることを再委託契約の締結前にあらかじめ確認し、指定する書面により甲に提出しなければならない。

3 再委託先がさらに第三者に再委託する場合(それ以降の委託も含む。以下「再々委託等」という。)で、かつ、当該再々委託等の業務内容に個人情報の取扱いが含まれる場合は、再々委託等を行う者は、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 再々委託等を行うことについて、甲の承認を得ること。

(2) 再々委託等の契約の締結前に当該契約の受託者となる予定の者において、この特記事項に

規定する安全管理措置が講じられることをあらかじめ確認し、指定する書面により甲に提出すること。

- (3) 前2号の承認申請を行ったことについて、再々委託等の元となる契約(再々委託の場合における再委託など)の委託者に通知すること。

第16条 乙は、前条の規定により再委託を行う場合は、乙は、この特記事項と同等以上の規定を当該再委託契約に定めなければならない。

2 乙は、再委託先に、本協定における一切の義務を遵守させるとともに、その履行状況を監督しなければならない。

3 前2項の規定は、個人情報を取り扱う再々委託等を行う場合についても準用する。

(指定管理における情報の授受)

第17条 乙は、指定管理における情報の授受に当たり、つぎに掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 指定管理における情報の授受は、管理責任者および従事者に限定すること。
- (2) 指定管理における情報を格納した記録媒体(情報システム機器のハードディスクを含む。以下同じ。)を郵送等により送付するときは、ファイルにパスワードを設定する等によりデータを暗号化すること。
- (3) 重要情報を格納した記録媒体を郵送するときは、特定記録郵便等の追跡可能な移送手段を用いること。
- (4) 指定管理における情報の格納の有無にかかわらず、本協定に基づく事業で利用する記録媒体を郵送するときは、送付の記録を管理簿により管理すること。
- (5) 指定管理における情報をFAXにより送信するときは、必要最小限の範囲に留め、送信宛先の誤りに十分注意すること。
- (6) 重要情報をインターネットメールにより送信するときは、添付ファイルとし、ファイルにパスワードを設定する等によりデータを暗号化すること。
- (7) 重要情報を含む印刷物、文書を郵送するときは、特定記録郵便による送付または親展表示による送付をすること。

(指定管理における情報の管理)

第18条 乙は、指定管理における情報の管理に当たり、つぎに掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 重要情報を乙が管理する施設から持ち出さないこと。ただし、甲が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (2) 指定管理における情報の格納の有無にかかわらず、本協定に基づく事業で利用する記録媒体を持ち出すときは、格納情報、持ち出し日時、持ち出した者、承認者、用途、持ち出し先、返却日時、返却確認者等について、管理簿により記録・管理すること。
- (3) 前号の場合において、前条第2号の規定と同様の措置を講じること。
- (4) 指定管理における情報を乙の情報システムにおいて取り扱う場合は、下記の措置をとること。

- ア 従事者が正当なアクセス権を有する者であることを認識するため、IDとパスワード等による認証を実施すること。
- イ インターネットに接続された環境において重要情報を取り扱う場合は、標的型攻撃等の不正アクセスによる重要情報の漏えい等が生じないよう適切な措置を講じること。
- ウ イの場合において、重要情報は、容易に解読することができないようにパスワードを設定する等によりデータを暗号化すること。
- エ 情報システム機器にウィルス対策ソフトウェアの導入および最新のウィルスパターンファイルの更新を行うこと。
- オ 情報システム機器を構成するOS、ソフトウェア、ミドルウェア等に定期的に修正プログラムを適用すること。
- カ 指定管理における情報の保管または処理に当たり、従事者の私物等、許可されていない情報システム機器および記録媒体を用いないこと。また、これらを業務で利用する甲および乙の情報システム機器に接続しないこと。
- キ 記録媒体を甲および乙の情報システム機器に接続する場合は、ウィルスチェックを行うこと。
- ク 指定管理における情報をWinny、Share等のファイル交換ソフトがインストールされた情報システム機器で処理しないこと。また、許可されていないソフトウェアを甲および乙の情報システム機器にインストールしないこと。
- (5) 重要情報を本協定に基づく事業の実施以外の目的のため、複写または複製してはならない。ただし、甲が必要と認めた場合は、この限りでない。
- (6) 重要情報を含む印刷物、文書および指定管理における情報の格納の有無にかかわらず、本協定に基づく事業で利用する記録媒体は、管理責任者および従事者以外の者が利用できないよう、施錠管理すること。
- (7) 重要情報を含む印刷物、文書および指定管理における情報の格納の有無にかかわらず、本協定に基づく事業で利用する記録媒体を廃棄する場合は、データを復元できないよう物理的に破壊し、または漏えいを来さない方法でデータ消去を行うこと。本協定に基づく事業で利用する記録媒体を廃棄する場合は、その記録を管理簿により管理すること。
- (8) 指定管理における情報を記録媒体に格納し保管するときは、管理責任者および従事者以外の者が指定管理における情報にアクセスできないよう、アクセス管理を行うこと。
- (重要情報を取り扱う外部サービスの利用)
- 第19条 乙は、本協定に基づく事業の実施に当たり、重要情報を外部サービスで取り扱う場合は、つぎに掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、電気通信サービス、郵便、運送サービスおよび金融機関が提供する外部サービスならびに甲または国等の公的機関より利用を求めらるる外部サービスを除く。
- 2 外部サービス提供者について、つぎに掲げる事項を満たす事業者を選定しなければならない。
- (1) 日本の法令の範囲内で運用できるサービスであること。また、日本国内の裁判所を合意管轄

裁判所に指定できること。

- (2) 海外への機密情報の流出リスクを考慮し、外部サービスを提供するリージョン(国・地域)を国内に指定できること。利用者のデータが、海外に保存されないこと。
  - (3) 外部サービスの終了または変更時における事前の通知等の取り決めや、情報資産の移行方法を契約に規定できること。特に事前の通知については、事前通知の方法・期限についての条項を盛り込んだ契約が締結可能なこと。
  - (4) 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法(改善、追完、損害賠償等)について、契約またはサービスレベル契約(SLA)に定められること。
  - (5) 外部サービス提供者が、情報資産へ目的外のアクセスや利用を行わないように、契約に定められること。
  - (6) 外部サービス提供者における情報セキュリティ対策の実施内容および管理体制について、公開資料や監査報告書(または内部監査報告書・事業者の報告資料)、各種の認定・認証制度の適用状況から、外部サービス提供者の信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し、判断可能なこと。
  - (7) 外部サービス提供者もしくはその従業員、再委託先またはその他の者によって、乙の意図しない変更が加えられないための管理体制について、公開資料や監査報告書(または内部監査報告書・事業者の報告資料)の内容を確認できること。
  - (8) 情報セキュリティインシデント(情報セキュリティ事故およびその兆候)への対処方法について、外部サービス提供者との責任分担や連絡方法を取り決め、契約またはサービスレベル契約(SLA)に定められること。
- 3 利用する外部サービスについて、つぎに掲げる事項を満たすものを選定しなければならない。
- (1) 外部サービス上に保存する情報や外部サービスの機能に対してアクセス制御(外部サービスに保存される情報や外部サービスの機能ごとにアクセスする権限のない者がアクセスできないように制限すること)ができること。
  - (2) 外部サービス内および通信経路全般において暗号化処理が行われていること。この際、利用される暗号化方式は、「電子政府推奨暗号リスト」に記載された方式であること。
  - (3) 必要となる各種ログの取得機能を実装していること。また、乙は外部サービスで取得可能なログの種類、範囲を確認すること。
  - (4) 取得するログの時刻、タイムゾーンが統一されること。また、乙は時刻同期方法について確認すること。
  - (5) 暗号化に関し、外部サービス提供者が提供する鍵管理機能を利用する場合、鍵の生成から廃棄に至るまでのライフサイクルにおける仕組みに関する内容等が確認できること。また、乙は、その内容にリスク(鍵が窃取される可能性や鍵生成アルゴリズムが危険にさらされる可能性等)がないことを確認すること。
  - (6) 利用する外部サービスのネットワーク基盤内において乙が利用するネットワークが、他の利用者のネットワークや通信と分離され、論理的に独立していること。SaaSの場合は、他の利用者

が本契約で取り扱うデータにアクセスできないよう確実な制御を行っていること。

(7) 利用する外部サービスの仮想マシンのネットワークが他の利用者のネットワークと分離されていることを、外部サービス提供者の開示している情報等で確認できること。SaaSの場合は、他の利用者が本契約で取り扱うデータにアクセスできないよう確実な制御を行っていること。

(8) 外部サービスの利用終了時に、外部サービスで取り扱った本協定に関わる全ての情報が外部サービス基盤上から漏えいを来さない方法で確実に削除されること。なお、削除する対象はバックアップ等により複製されたものも含むこと。これらについて外部サービスの利用終了時に、乙に情報の廃棄の実施報告書を提出できること。

(9) 外部サービス利用者の各アカウント以外に特殊なアカウント(ストレージアカウントなど)がある場合は、関連情報(資格情報等)を含めて廃棄可能であること。

4 乙が甲に対し外部サービスを提供する場合は、第2項および第3項の規定のほか、当該外部サービスのセキュリティ要件等について、甲の定める仕様を遵守すること。

5 前項の規定において、乙が他の外部サービスを用いて甲にサービスを提供する場合は、乙が利用するサービスにおいても甲の仕様およびこの特記事項の内容を遵守できるサービスを選定しなければならない。

(重要情報を取り扱わない外部サービスの利用)

第20条 乙は、本協定に基づく事業の実施に当たり、重要情報以外の情報を外部サービスで取り扱う場合は、利用する外部サービスの約款、その他の提供条件等から、別表に定める利用に係るリスクが許容できることを確認した上で利用しなければならない。

(指定管理における情報の返還および処分)

第21条 乙は、指定の期間が終了し、または指定が取り消されたときは、指定管理における情報を甲の定めるところにより返還し、または漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

2 乙は、指定管理における情報の返還または処分を完了したときは、甲にこれを証明する書類を提出しなければならない。

3 前項は、指定の期間中において、乙が指定管理における情報の廃棄を外部へ委託する場合も同様とする。ただし、外部へ委託することについて、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(報告および立入検査)

第22条 甲は、必要と認めるときは、乙の情報の取扱いの状況について、実地に調査し、または乙に対して説明もしくは報告を求め、改善の指示を与えることができる。

2 前項の規定において、乙が外部サービス提供者である場合で、セキュリティ上の理由から甲による実地調査が困難な区域等があるときは、甲の定めるところにより、第三者の監査人が発行する証明書や監査報告書を提出すること。

3 甲は、第15条および第16条の規定により、再委託または再々委託等が行われる場合は、その受託者における遵守状況について、乙に対して報告または説明を求め、改善の指示を与えることができる。



(情報セキュリティに関する監査への協力)

第23条 乙は、本協定に基づく事業について「練馬区情報セキュリティに関する要綱」に基づく監査が実施されるときは、その実施に協力しなければならない。

2 前項の規定において、乙が外部サービス提供者である場合で、セキュリティ上の理由から甲による監査の実施が困難な区域等があるときは、甲が実施する監査に代えて、甲の求めるところにより、第三者の監査人が発行する証明書や監査報告書を提出すること。

(事故等発生時の対応および公表)

第24条 乙は、指定管理における情報の漏えい、破壊、改ざん、消去等の事故もしくはそのおそれが生じた場合またはこの特記事項や、その他の関係法令等への違反もしくはその兆候を把握した場合(以下「事故等」という。)は、つぎに掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置または被害を生じさせないための措置を講じるとともに、速やかに甲に報告すること。
- (2) 当該事故等の原因を分析すること。
- (3) 当該事故等の再発防止策を実施すること。
- (4) 当該事故等の記録を文書で提出すること。

2 乙は、第15条および第16条の規定により、再委託または再々委託等が行われる場合は、その受託者において前項各号に規定する事項が遵守されるよう監督しなければならない。この場合において、再委託先または再々委託等の受託者からの事故等の報告先は甲および乙とすること。

3 乙は、事故等が起きた場合を想定し、対応手順について、定期的に確認または訓練を行わなければならない。

第25条 甲は、必要があると認めるときは、当該事故等の内容(乙の名称を含む。)について、公表することができる。

(損害賠償)

第26条 乙は、乙、再委託先または再々委託等の受託者がこの特記事項に定める義務に違反し、甲に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負う。

(指定の取消し)

第27条 甲は、乙が前各条に違反した場合は、指定を取消することができる。

(疑義の決定)

第28条 この特記事項の解釈について疑義が生じたとき、またはこの特記事項に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

別表(第20条関係)

①	情報の管理や処理を外部サービス提供者に委ねるため、その情報の適正な取扱いの確認が容易ではなくなる。
---	---

②	外部サービス提供者の運用詳細等が公開されない場合は、利用者が情報セキュリティ対策を行うことが困難となる。
③	外部サービスで扱われる情報が国外で分散して保存・処理されている場合、裁判管轄の問題や国外の法制度が適用され、現地の政府等による検閲や接收を受ける等のリスクが存在する。
④	不特定多数の利用者の情報やプログラムを一つの外部サービス基盤で共用することとなるため、情報漏えいのリスクが存在する。
⑤	サーバ等機器の整備環境が外部サービス提供者の都合で急変する場合、サプライチェーンリスクへの対策の確認が容易ではない。
⑥	外部サービスに保存された情報を外部サービス提供者が自由に利用することや、利用者から収集した種々の情報を分析し、利用者の関心事項を把握し得る立場にあることを約款や利用規約等に明示していない場合がある。
⑦	情報が改ざんされた場合でも、外部サービス提供者が一切の責任を負わない場合がある。
⑧	突然サービス停止に陥ることがある。その際に預けた情報の取扱いは保証されず、損害賠償も行われない場合がある。また、サービスの復旧についても保証されない場合が多い。
⑨	保存された情報が誤って消去または破壊されてしまった場合に、サービス提供者が情報の復元に応じない可能性がある。また、復元に応じる場合でも時間を要することがある。
⑩	約款や利用規約の内容が、外部サービス提供者側の都合で事前通知等なく一方的に変更されることがある。
⑪	情報の取扱いが保証されず、一旦記録された情報の確実な消去は困難である。
⑫	利用上の不都合、不利益等が発生しても、サービス提供者が個別の対応には応じない場合が多く、対応を承諾された場合でも、解決まで時間を要することがある。

## 指定管理者における個人情報の取扱いに関する運用ガイド

### <基本的な考え方>

指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が指定管理業務に伴い取り扱う個人情報については、指定管理者が保有・管理する個人情報であることから、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 4 章の個人情報取扱事業者等に対する規律が適用される。一方で、区が取り扱う個人情報については、法第 5 章の行政機関等に対する規律が適用される。

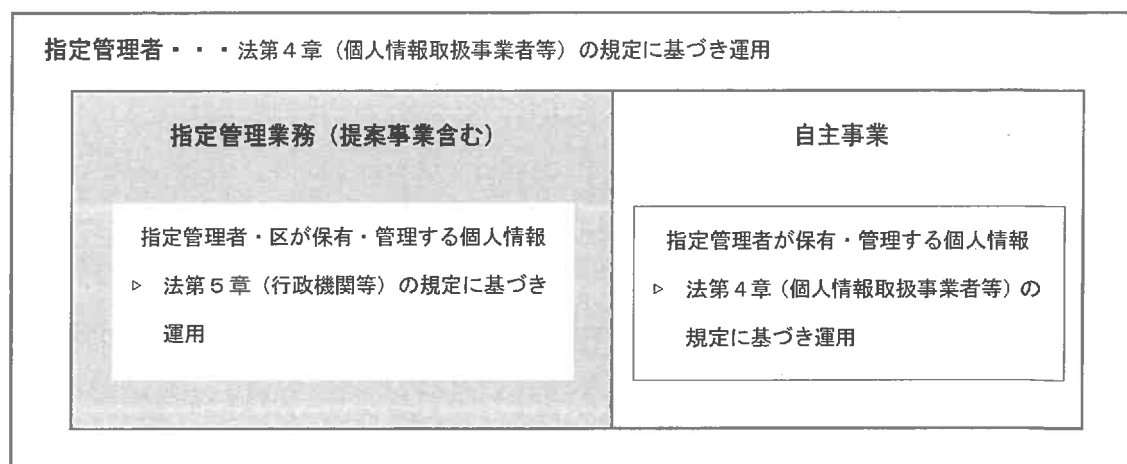
指定管理施設と直営施設とで法の適用条文が異なることにより、施設の運営主体によって個人情報の取扱いに差異が生じることが見込まれる。区立施設が保有・管理する個人情報であること、区立施設として個人情報に関して統一的な運用を図る必要があること等の理由から、区では、指定管理者が指定管理業務に伴い取り扱う個人情報については、指定管理者および区が保有・管理する個人情報とする（指定管理者が自主事業において保有・管理している個人情報を除く）。

本ガイドは、指定管理者が指定管理業務の実施に当たり、区と同等の個人情報の取扱いを確保するため、行政機関等に対する規律に即した個人情報の具体的な取扱いを示すものである。

指定管理者は、指定管理業務の実施に当たっては、法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「施行令」という。）、個人情報保護委員会が示す「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（以下「ガイドライン」という。）」、練馬区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年 12 月練馬区条例第 46 号）、「指定管理者における情報の保護および管理に関する特記事項（以下「特記事項」という。）」および本ガイドに基づき、個人情報を適正に取り扱うこと。

### <対象範囲>

本ガイドの対象は、指定管理業務（提案事業含む）において保有・管理する個人情報とする。指定管理者が実施する自主事業において保有・管理する個人情報については、法第 4 章（個人情報取扱事業者等の義務等）の規定に基づき、取り扱うこと。



### <個人情報の保護に関する規程>

これまで指定管理者には、練馬区個人情報保護条例（平成12年3月練馬区条例第79号。以下「保護条例」という。）第13条第2項等に基づき、個人情報の保護および開示の請求等に係る規程等の整備を求めてきたところである。

法施行に伴い、保護条例が廃止となることから、令和5年4月以降、指定管理者に対して、規程等の整備は求めないこととするが、指定管理者は、法等に基づき、独自に規程等を設ける等、引き続き、個人情報の保護を図っていくこと。

### <個人情報の取扱いについて>

指定管理業務の実施にあたり、特に個人情報の取扱いに留意すべき事項を以下記載する。指定管理者は以下を踏まえ、個人情報を適正に取り扱うこと。

#### 1 用語の定義 <法第2条・60条、ガイドライン6～19ページ>

本ガイドで用いる用語の意義は法で使用する用語の例による。

#### 2 個人情報の保有の制限 <法第17条・18条・61条、ガイドライン20・21ページ>

指定管理者が個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務または業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用目的について、当該個人情報がどのような事務または業務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的かつ個別的に特定しなければならない。

利用目的は、具体的な利用行為が当該利用目的の範囲内であるか否か、合理的かつ明確に判断できるものでなければならない。

さらに、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

個人情報の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えてはならない。

### 3 利用目的の明示 <法第21条・62条、ガイドライン21ページ>

指定管理者が本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときには、次のいずれかに該当する場合を除き、本人が認識することができる適切な方法により、本人に対し、利用目的をあらかじめ明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

利用目的の明示の方法としては、申請書やアンケート等の様式にあらかじめ記載しておく等の方法のほか、窓口における掲示や口頭による方法も考えられるが、本人が利用目的を認識することができるよう、適切な方法により行うことが必要である\*。

※ ホームページにおいてあらかじめ必要な情報を掲載しておく場合には、本人が送信ボタン等をクリックする前等にその利用目的（利用目的の内容が示された画面に1回程度の操作でページ遷移するよう設定したリンクやボタンを含む。）が本人の目に留まるようその配置に留意することが望ましい。

### 4 不適正な利用の禁止・適正な取得 <法第2条・19条・20条・61条・63条・64条、ガイドライン15・22ページ、特記事項12条>

個人情報の適正な取扱いに対する区民等の信頼確保の観点から、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。また、個人情報を適正に取得しなければならない。

個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を取得する際には、法第20条に基づき、本人の同意が必要となるが、指定管理者が指定管理業務の実施に当たり要配慮個人情報を取得する際には、同条第2項第1号（法令に基づく場合）が適用されることから、本人の同意を要しない。

**5 正確性の確保** <法第22条・65条、ガイドライン22ページ>

指定管理者は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去または現在の事実と合致するよう努めなければならない。

利用目的によっては、例えば、①過去の一定時点の事実のみで足りる場合、②現在の事実を必要とする場合、③過去の事実と現在の事実の両方を必要とする場合があり得ることから、それぞれの利用目的に応じて必要な範囲内で正確性を確保すること。

**6 安全管理措置** <法第23条・25条・66条、ガイドライン23ページ、特記事項第5～22条>

指定管理者が施設の管理を行うに当たっては、区が別に定める「練馬区の実施機関等が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」に準じた安全管理措置を講じるほか、特記事項で定める事項について、書面で区に報告しなければならない。

また、指定管理者は個人情報取扱事業者として、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編「10（別添）講ずべき安全管理措置の内容」）を参照のうえ、安全管理のために必要かつ適切な措置を講じること。

**7 従事者の義務** <法第24条・67条、ガイドライン26ページ、特記事項9条>

指定管理者に係る業務に従事している者または従事していた者は、業務で知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない

**8 漏えい等の報告等** <法第26条・68条、ガイドライン27ページ、特記事項第23条>

個人情報の漏えい、盗難、不正利用または不正持ち出し等が発生または発生したおそれがある事態が生じた場合には、速やかに区へ報告のうえ、対応を協議すること。

また、指定管理者は、区との協議のうえ、法第26条に基づく個人情報保護委員会への報告および本人への通知を行うこと。

**9 利用および提供の制限** <法第27条・69条、ガイドライン28ページ、特記事項第13・14条>

指定管理者は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または提供してはならない（本人に対して自己の情報を提供する場合を除く）。

利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用する必要がある場合には、別に利用目的を明示したうえで、個人情報を適正に取得すること。

その他、他の行政機関等から法令に基づく保有個人情報の提供の求めがあった場合には、区へ対応を協議すること。

10 個人関連情報・仮名加工情報・匿名加工情報の取扱い <法第 31 条・41～46 条・72・73 条、ガイドライン 33・34 ページ、特記事項第 13・14 条>

指定管理者が利用目的の範囲内で自ら個人関連情報、仮名加工情報および匿名加工情報を法の規定に従い、作成、利用することは妨げない。ただし、個人関連情報、仮名加工情報および匿名加工情報を含む指定管理における情報を目的外利用および第三者へ提供してはならない。

11 個人情報ファイル簿 <法第 29 条・32 条・74 条・75 条、ガイドライン 36 ページ>

行政機関には、法第 74 条第 2 項第 1 号から 10 号に該当する個人情報ファイルを除き、個人情報ファイル簿の作成および公表が義務付けられている。

区では、法施行後も、これまで同様、保有する個人情報については、個人情報の数（人数）に関わらず、区民に対して公表することとしている（法第 74 条では「登録する個人情報の数が 1,000 人未満」については、作成および公表の対象外としている）。

指定管理者が個人情報（個人情報ファイル）を保有する際には、以下の事項を区に届け出ること。区は、指定管理者からの届出を受け、個人情報ファイル簿を作成し、公表する。

なお、指定管理者は、区が作成する個人情報ファイル簿とは別に、法第 32 条に基づき、保有個人データに関する事項の公表等を行うこと。

〔区への届出事項（個人情報ファイル簿への登録事項）〕

- ・ 個人情報ファイルの名称
- ・ ファイルを利用する事務の所管課
- ・ 個人情報ファイルの利用目的
- ・ 記録項目
- ・ 記録範囲
- ・ 記録情報の収集方法
- ・ 要配慮個人情報の有無
- ・ ファイルに含まれる人数
- ・ 保有開始の予定年月日

12 開示・訂正・利用停止請求 <法第 33～39 条、76～108 条、ガイドライン 42～61 ページ>

指定管理業務において保有・管理する個人情報に対して開示、訂正、利用停止の請求の申し出があった際には、原則として区において請求の受付を行うことから、指定管理者は区の請求受付窓口（情報公開課）を案内すること。

なお、請求者が行政処分を必要とせず、指定管理者による情報提供が可能な場合には、請求によらず、指定管理者が直接、請求者に対して情報を開示すること。その際、提供する情報の中に、第三者の個人情報等、法第 78 条で規定する不開示情報が含まれるときには、当該部分是不開示とすること。



指定管理業務において保有・管理する個人情報に対する開示等の請求を指定管理者自らが受け付ける場合や自主事業において保有・管理する個人情報に対して開示等の請求があった場合には、次のとおり対応すること。

	指定管理業務に関する開示請求（区受付）	指定管理業務に関する開示請求（指定管理者受付）／自主事業
請求受付窓口	区（情報公開課）	指定管理者
決定権者	行政機関の長	指定管理者
根拠法令	・ 法第 76～108 条 ・ 練馬区個人情報保護に関する法律施行条例	法第 33～40 条
手数料	無料（写しの作成および送付に要する費用は請求者負担）	無料（写しの作成および送付に要する費用は請求者負担）
決定期限	請求のあった日から 15 日以内 ※ 延長規定あり	請求のあった日から 15 日以内 ※ 区に準じて延長可
審査請求	可 （審査請求のほか、区を被告として取消訴訟を提起可）	不可 （指定管理者を被告として取消訴訟を提起可）

### 13 実施状況の報告

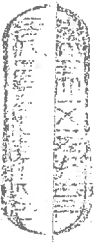
指定管理者は、毎年 1 回、個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、区に報告すること。

### 14 区との協議

その他個人情報の取扱いに関して疑義が生じた場合には区と協議すること。

なお、個人情報の取扱いに関して、区（所管課）と協議のうえ、別に詳細の定めを作成することも妨げない。





令和6年度練馬区立小竹図書館の指定管理者による管理に関する協定

練馬区教育委員会を甲、ハートフルサポート共同事業体を乙とし、甲および乙間において締結した練馬区立小竹図書館の指定管理者による管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）第27条に基づき、令和6年度における協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（協定の期間）

第1条 年度協定の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（管理業務費）

第2条 基本協定第27条の規定に基づく、令和6年度の管理業務費の額は、つぎのとおりとする。

(1) 精算費（維持管理費）	14,610,817円
(2) 固定費（(1)以外の経費）	93,069,000円
(3) 合計	107,679,817円

2 乙は、前項の合計金額の範囲内で管理業務を行うものとする。精算費および固定費の区分を超えて支出する必要があるときは、事前に甲と協議し承認を得なければならない。

（管理業務費の支払）

第3条 管理業務費のうち精算費は概算払、固定費は確定払とし、甲は管理業務費を四半期ごとに分けて、乙の請求に基づき、別記のとおり支払うものとする。

2 乙は、前項の規定により四半期ごとに分けた管理業務費を各期の最初の月の15日までに甲に対して請求するものとする。1回目は令和6年4月15日までに、2回目は令和6年7月15日までに、3回目は令和6年10月15日までに、4回目は令和7年1月15日までに、甲に請求するものとする。

（管理業務費の精算）

第4条 乙は、令和7年3月31日における管理業務費を精算し、令和7年4月20日までに精算書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、精算費について、甲が指定した方式により実績精算を行うものとし、精算の結果残金を生じたときは、乙は甲に対して甲が指定する日までに返納しなければならない。

（指定を取り消した場合の管理業務費の返還等）

第5条 甲は、基本協定第36条の規定により指定管理者の指定の取消し等を行ったときは、乙に対し、管理業務費（甲が認める正当な履行部分に相当する額を除く。）の返還を求めることができる。

2 前項の甲が認める正当な履行部分に相当する額の算定は、日割計算によるものとする。

3 乙は、乙の責めに帰すべき事由により、指定の取消しを命ぜられたときは、甲に対し、

第2条に定める管理業務費の額に100分の10を乗じて得た額を違約金として支払わなければならない。

- 4 乙は、乙の責めに帰すべき事由により、管理業務の全部または一部の停止を命ぜられたときは、甲に対し、第2条に定める管理業務費のうち、停止された管理業務の部分に係る額に100分の5を乗じて得た額を違約金として支払わなければならない。

(年度協定の変更)

第6条 管理業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したときまたは特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議のうえ、年度協定の規定を変更することができるものとする。

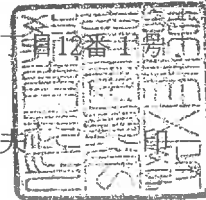
(疑義についての協議)

第7条 この年度協定に定める事項の解釈について疑義が生じたとき、または、この年度協定に定めのない事項については、甲および乙が誠意をもって協議し処理するものとする。

甲および乙は本書を2部作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1部を保有する。

令和6年4月1日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目1番1号  
練馬区教育委員会  
教育長 堀 和夫



乙 東京都練馬区三原台二丁目1番27号  
株式会社五十嵐商会内  
ハートフルサポート共同事業体  
代表者 テルウェル東日本株  
代表取締役 石川 達



別記

令和6年度管理業務費支払い明細

区 分	金 額	内 訳	
1回目 (令和6年4月1日 ～6月30日)	26,919,955円	精算費	3,652,705円
		固定費	23,267,250円
2回目 (令和6年7月1日 ～9月30日)	26,919,954円	精算費	3,652,704円
		固定費	23,267,250円
3回目 (令和6年10月1日 ～12月31日)	26,919,954円	精算費	3,652,704円
		固定費	23,267,250円
4回目 (令和7年1月1日～ 3月31日)	26,919,954円	精算費	3,652,704円
		固定費	23,267,250円
合 計	107,679,817円	精算費	14,610,817円
		固定費	93,069,000円

